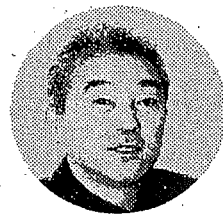


論

(23) 2004 "Saibankan no Kanyo Saishoni (Minimizing the Judge's Participation for "Quasi-jury" Deliberations)," Mainichi Shimbun (Mainich Daily Newspaper), June 2, p.4

福来 寛

カリフォルニア大
サンタクルーズ校准教授
(法社会学)



ふくらい・ひろし
1954年生まれ。カリ
フォルニア大リバー
サイド校社会学部大東
学院修了。同大学セン
京スタディセンター
所長。英語共著に「人
種と陪審」。

裁判員だけによる独立評決制も考慮を
報道規制せず、公判前に全面証拠開示

裁判官の関与最少に

葉書、原発トラブル隠し、
機密費詐取、個人・捜査情報
漏えい等、大企業や行政・司
法官僚の不祥事が後を絶たな
い。これらの原因として、国
民による効果的なチェック・
アンド・バランス(抑制と均
衡)が欠けていることが挙げ

られる。日本国民は政府機関
や大企業などを直接チェック
するシステムを持たない。
日本で数年後に、国民の直
接司法参加を可能にする裁判
員制度が始まる。市民司法参
加の意義は行政・司法機関、
大企業などの一般にいわれる

クをうける。行政や司法官僚
に関しても同様である。
今回導入される裁判員制度
は、裁判官も協議参加するた
め、市民だけが評決する陪審
制度とは異なる。また一部の
刑事事件だけに限っており、
裁判員の数など未確定な部分

が多い。しかし裁判員制度を
市民チェック機関と考えれ
ば、司法官僚エリートである
裁判官の評決参加は最小限に
とどめるべきである。市民団
体や一部の検討委員会が提案
した1対1の裁判員と裁判官
の比率も、必ずしもおかしな
数字ではない。日本では戦前
15年間、陪審制が十分機能し
たことを考えれば、裁判官は
裁判の主宰者に徹し、裁判員
だけで評決を出す「独立評決
制」も考慮すべきだ。評決も
過半数ではなく、全員一致ま
たはそれに近い評決制を導入
すべきである。これは証拠に
合理的疑問が残る場合、冤罪
防止の評決システムとなる。

報道規制についても原則的
に不要といえる。アメリカで
の報道規制に、裁判閉鎖や報
道禁止令等があるがメディア
界の大きな抵抗を受けること
や、一般市民に正しい情報が
伝わらない可能性を生み、間
違った憶測や偏った情報で世
論が形成される危険性も持
つ。また裁判員個人のプライ
バシーの報道は、アメリカと
同様に写真を含め公開すべ
きではない。公判後のインタビ
ュー等においては、裁判員個
人の判断に委ねるべきだ。
証拠は現行のような限られ
た被告側への開示ではなく、
公判前の全面開示制度を徹底
し、検察・弁護側が争点をきち
んと事前に整理・提示し、評決
していくシステムを導入すべ
きだ。事前整理が可能となれ
ば、公判期間が短縮し、裁判員
の負担も軽減できる。また、捜
査・聴取をビデオ化すれば、証
拠に信用性・信憑性の問題が
生じた場合、裁判員による客
観的チェックが可能となる。
今後これらの問題が解決す
れば、裁判員制度は国民と行
政・司法機関とのチェック・
アンド・バランスの中核をな
し、日本にとって国際社会の
信頼と信用を勝ち得る新しい
司法制度になるはずだ。

社会的強者の行動を、司法の
場でダイレクトにチェックで
きることである。世界では、
一般人が司法参加する制度に
陪審制があり、アメリカを含
め20カ国以上が導入してい
る。例えば、刑事裁判では裁
判官・検察・警察・弁護士な
ど司法部局の活動や行動を直
接評価し、民事事件では民間
組織・団体が起こした裁判
で、最終的に陪審員が事実審
理を行い、評決を下す。例え
ば葉書を起した企業は陪審
裁判を通して、市民のチェッ

クをうける。行政や司法官僚
に関しても同様である。
今回導入される裁判員制度
は、裁判官も協議参加するた
め、市民だけが評決する陪審
制度とは異なる。また一部の
刑事事件だけに限っており、
裁判員の数など未確定な部分

報道規制についても原則的
に不要といえる。アメリカで
の報道規制に、裁判閉鎖や報
道禁止令等があるがメディア
界の大きな抵抗を受けること
や、一般市民に正しい情報が
伝わらない可能性を生み、間
違った憶測や偏った情報で世
論が形成される危険性も持
つ。また裁判員個人のプライ
バシーの報道は、アメリカと
同様に写真を含め公開すべ
きではない。公判後のインタビ
ュー等においては、裁判員個
人の判断に委ねるべきだ。
証拠は現行のような限られ
た被告側への開示ではなく、
公判前の全面開示制度を徹底
し、検察・弁護側が争点をきち
んと事前に整理・提示し、評決
していくシステムを導入すべ
きだ。事前整理が可能となれ
ば、公判期間が短縮し、裁判員
の負担も軽減できる。また、捜
査・聴取をビデオ化すれば、証
拠に信用性・信憑性の問題が
生じた場合、裁判員による客
観的チェックが可能となる。
今後これらの問題が解決す
れば、裁判員制度は国民と行
政・司法機関とのチェック・
アンド・バランスの中核をな
し、日本にとって国際社会の
信頼と信用を勝ち得る新しい
司法制度になるはずだ。